

中小企業診断士試験に関する公告

中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第12条第1項の規定に基づき、平成28年度における中小企業診断士試験を次のとおり行うこととしたので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成12年通商産業省令第192号）第39条第2項の規定に基づき、公告する。

平成28年4月12日

経済産業大臣 林 幹雄

I. 第1次試験

- 1 受験資格 年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。
- 2 試験期日 平成28年8月6日（土曜日）及び平成28年8月7日（日曜日）
- 3 試験科目及び方法 第1次試験は、次に掲げる科目について、多肢選択式による筆記の方法により行う。

なお、他の国家試験の合格者等又は平成26年度若しくは平成27年度の第1次試験の一部の科目に合格した者に対して、その者の申請により当該試験科目を免除することができるものとする。

- (1) 経済学・経済政策
 - (2) 財務・会計
 - (3) 企業経営理論
 - (4) 運営管理（オペレーション・マネジメント）
 - (5) 経営法務
 - (6) 経営情報システム
 - (7) 中小企業経営・中小企業政策
- 4 試験地 札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡、那覇の各地区
 - 5 試験の実施に関する事務を行う機関 一般社団法人中小企業診断協会
 - 6 受験手数料 13,000円
 - 7 受験申込書等の交付
 - (1) 交付期間 平成28年5月6日（金曜日）から平成28年5月31日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）の午前9時から午後5時まで
 - (2) 交付場所 次に掲げる一般（公益）社団法人及び株式会社
一般社団法人中小企業診断協会
（〒104-0061 東京都中央区銀座1-14-11 銀松ビル5階）
一般社団法人中小企業診断協会北海道
（〒060-0004 北海道札幌市中央区北四条西6-1 毎日札幌会館4階）
一般社団法人宮城県中小企業診断協会
（〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町2-11-12-303）
凸版印刷株式会社
（〒112-8531 東京都文京区水道1-3-3）
なお、郵送による請求先は以下のとおりとする。
（〒112-8799 小石川郵便局留 中小企業診断士試験係 宛て）
公益社団法人愛知県中小企業診断士協会
（〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅3-21-7 名古屋三交ビル8階）
一般社団法人大阪府中小企業診断協会
（〒540-0029 大阪府大阪市中央区本町橋2-5 マイドームおおさか7階）
一般社団法人広島県中小企業診断協会
（〒730-0052 広島県広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ3階）

一般社団法人福岡県中小企業診断士協会

(〒812-0046 福岡県福岡市博多区吉塚本町9-15 公益財団法人福岡県中小企業振興センター10階)

一般社団法人沖縄県中小企業診断士協会

(〒903-0801 沖縄県那覇市首里末吉町4-2-19 コーポ23 2階)

(3) 郵送による受験申込書等の請求 返信用の封筒(角形2号(240mm×332mm))を用い、受験申込書等の送付を受ける先を明記して、140円分の郵便切手を貼りつけること。)を添えて、Iの7(2)に掲げる一般(公益)社団法人又は株式会社の試験係宛て、平成28年5月6日(金曜日)から平成28年5月24日(火曜日)まで(必着)に請求すること。

8 受験申込書等の受付

(1) 受付の期間 平成28年5月6日(金曜日)から平成28年5月31日(火曜日)まで

(2) 受験申込みの方法 一般社団法人中小企業診断協会が交付する受験申込書(郵便振替振込用紙)に必要な事項を記入のうえ、受験手数料をIの8(1)に掲げる受付の期間内に、ゆうちょ銀行又は郵便局から払い込むこと。

9 合格発表

(1) 第1次試験合格者 平成28年9月6日(火曜日)に、一般社団法人中小企業診断協会のホームページにおいて合格者の受験番号を掲載するとともに、Iの7(2)に掲げる一般(公益)社団法人又は株式会社において合格者の受験番号を掲示する。

また、第1次試験合格者には、一般社団法人中小企業診断協会から中小企業診断士第1次試験合格証書を交付する。

(2) 科目合格者 平成28年9月6日(火曜日)に、一般社団法人中小企業診断協会のホームページにおいて科目合格者の受験番号を掲載する。

また、科目合格者には、一般社団法人中小企業診断協会から科目合格通知書を交付する。

10 その他 試験の詳細については、受験申込書等と同時に交付する中小企業診断士第1次試験案内を参照すること。

II. 第2次試験

1 受験資格 平成27年度若しくは平成28年度の第1次試験に合格した者又は中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令及び中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則の一部を改正する省令(平成17年経済産業省令第79号)附則第5条第1項第2号の規定により第1次試験の合格を経ずに受験することができる者。

2 試験期日

(1) 筆記試験 平成28年10月23日(日曜日)

(2) 口述試験 平成28年12月18日(日曜日)

3 試験科目及び方法 第2次試験は、中小企業の診断及び助言に関する実務の事例について、短答式又は論文式による筆記試験を行い、当該筆記試験において相当の成績を得た者について口述試験を行う。

4 試験地 札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡の各地区

5 試験の実施に関する事務を行う機関 一般社団法人中小企業診断協会

6 受験手数料 17,200円

7 受験申込書等の交付

(1) 交付期間 平成28年8月26日(金曜日)から平成28年9月20日(火曜日)まで(土曜日、日曜日及び祝日は除く。)の午前9時から午後5時まで

- (2) 交付場所 Iの7(2)に掲げる一般(公益)社団法人(一般社団法人沖縄県中小企業診断士協会を除く。以下同じ。)及び株式会社において交付する。
- (3) 郵送による受験申込書等の請求 返信用の封筒(角形2号(240mm×332mm)を用い、受験申込書等の送付を受ける先を明記して、140円分の郵便切手を貼りつけること。)を添えて、Iの7(2)に掲げる一般(公益)社団法人又は株式会社の試験係あて、平成28年8月26日(金曜日)から平成28年9月12日(月曜日)まで(必着)に請求すること。

8 受験申込書等の受付

- (1) 受付の期間 平成28年8月26日(金曜日)から平成28年9月20日(火曜日)まで

- (2) 受験申込みの方法 一般社団法人中小企業診断協会が交付する受験申込書(郵便振替振込用紙)に必要な事項を記入のうえ、受験手数料をIIの8(1)に掲げる受付の期間内に、ゆうちょ銀行又は郵便局から払い込むこと。

9 口述試験を受ける資格を得た者の発表 平成28年12月9日(金曜日)に、口述試験を受ける資格を得た者の受験番号を一般社団法人中小企業診断協会のホームページにおいて掲載するとともに、Iの7(2)に掲げる一般(公益)社団法人及び株式会社において掲示する。

また、口述試験を受ける資格を得た者には、一般社団法人中小企業診断協会から中小企業診断士口述試験案内を郵送する。

10 合格発表 平成29年1月5日(木曜日)に、一般社団法人中小企業診断協会のホームページにおいて合格者の受験番号を掲示するとともに、Iの7(2)に掲げる一般(公益)社団法人及び株式会社において合格者の受験番号を掲示する。

また、第2次試験合格者には、一般社団法人中小企業診断協会から中小企業診断士第2次試験合格証書を交付する。

11 その他 試験の詳細については、受験申込書等と同時に交付する中小企業診断士第2次試験案内を参照すること。